

勝山市農業委員会 議事録

平成28年4月25日

勝山市農業委員会

事務局長 ただいまより、4月の定例農業委員会を開催いたします。
会議に先立ちまして、市の人事異動により、4/1より農業政策課の体制が変わりましたので、新職員の紹介をさせていただきます。
(紹介省略)

事務局長 本日の会議ですが、10番 辻 総一郎、12番 吉川豊委員は所用のため遅刻する旨の届出がありました。
それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

議長 (挨拶省略)

事務局長 ありがとうございました。
本日の日程でございますが、最初に「農業委員会ミニ講習会」ということで、福井県農業会議 ●●次長より「農業者年金」について、15分程度で農業者年金の概要説明をいただいた後、今月の議題とさせていただきたいのでよろしく申し上げます。
今回の講演会は、農業委員より提案をいただき実施するものでございます。委員のほうで、何か提案があれば随時「ミニ講演会」を開催できればと思っておりますので、お気軽に事務局までご提案ください。
それでは、●●次長よろしく申し上げます。

福井県農業会議 (説明省略)
「農業者年金に関する研修」
リーフレット「農業者年金に加入しましょう」に基づいて説明

事務局長 ありがとうございました。
せっかくの機会ですので、何か質問等ありましたら、挙手をお願いします。

3番 研修会の開催を言い出したのは、私です。この農業者年金の担当は農政部会が担当となっているということがわかりまして、いろいろと調べさせていただきました。新規加入者数の現況は、勝山市の場合、0です。他の市町は、加入者が何人かありまして、これはまずいということを思いました。また、対象者が、特に認定農業者を中心であること、60歳以下だと国民年金に該当する人、家族でやっていらっしゃるかたということで、対象者は0人でないということがわかってきました。私も農業者年金についてよくわからないですし、事務局に相談して概略を説明していただいたほうが皆さんにわかっていただけるのではなかろうかということで、勉強会をお願いしました。やはりいろんなメリットがあるということで、ぜひ地区のことがよくおわかりいただいている農業委員の皆さんに該当者がいましたら、入っていただくよう声をかけていただけたらと思います。いろいろと手続きを進めるにあたっては、農協が行うのですが、例えば口座落としですることなどもやっているようです。農協は農協で積立年金みたいなものを行っています。しかし、農協のものでと保険料の5万円までは控除

してくれるけどそれ以上はしてくれないと聞いています。しかし、この農業者年金は積立の全額を控除してくれますから、農協の方よりは得だと思えます。農協の地区説明会に参加させていただきまして、少しお話させていただきましたが、農協の方でもやっているから困るというようなこともいわれました。しかし同じ掛金をするのでしたら、よほどいいと思われそうです。先ほどいいましたが、農業委員の仕事の一つとして理解していただいて、対象者の掘り起しについてご協力をお願いしたいと思います。

農業者年金加入対象者名簿を必要でしたら、事務局から出してもらいたいと思いますが、情報がひとり歩きするのも困りますので、名簿を取り扱う場合については慎重にお願いします。農業者年金の加入推進についてご理解をいただき、ご協力方よろしくお願ひいたします。

4 番 農政委員長がおっしゃられたとおり、農業委員会の使命業務だということは間違いな
いと思えます。この年金業務はだれが行っているの。

福井県農業会議 国です。

4 番 われわれであったら退職して58歳で支給となりましたが、支給年齢が65歳になり、
団体保険なら70歳とか支給になりました。農業者年金をもらおうと思うのであれば、
離農というか経営移譲して農業から脱退しなければいけないでしょう。平均調整的な
ものはないのでしょうか。百姓をやっている、公務員の場合でも、厚生年金でも、平
均調整で28万とか48万とか年収の部分調整してその部分を差し引くという、平
均調整の制度を考えてもらわないと農業者年金の加入は無理だと思えます。委員長が
言っておられたように勝山市で本気で農業委員の使命業務として、これを改善してい
くのか、個人情報取り扱いについて厳しくなっているけれども、何人国民年金に加
入していて、農業年金はどうであるか、一般の生命保険会社による個人年金をかけて
いるところで区切って、特定年金制度は農業者年金に加入できないなどを整理してい
ただいけるのであれば、協力したいと思います。

自分たちの地区で若い者がどんな保険に入っているかなど聞くわけにもいかないし、
アンケートを出して、希望があるのかないのかなどを聞くなどアクションを起こさな
ければならないと思えますが。

会長 ここにかいてあるように国庫補助金の積立金は経営継承まちですよと書いてありま
すが、個人で積み立てた部分については、65歳から支給になるのでしょうか。

昔は、あくまでも経営継承しないとあたらなかったのです。

今は、個人で積み立てて入れれば65歳からあたるというふうにかいてあるがまちが
いないですか。

福井県農業会議 はい。

4 番 生命保険会社のやっている個人年金を組み入れた形になっているみたいですよ。

福井県農業会議 農地を持たない後継者と配偶者のかた、家族で従事しているかたは入れますよということですが、そういうかたは今言われたように経営継承しなさいということではないです。ただ65歳になったらただけるといいます。資料にも書いてあるように手厚い政策支援を受ける方、国庫の補助が1万円とかの制度をうけながら加入できますよという方は、60歳になったら経営継承をしてくださいということはありませんけれども、政策支援を受けなければ別に経営継承をしなくてもいいということになっています。

8番 実は私も2年ほどかけていました。国民年金と農業者年金で夫婦で月7万円ほどおさめました。7万円を捻出するのにたいへんな思いをしました。農業をしている若い者に7万円を支払うのはきついと思います。金銭面で余裕がでてきた60歳以上の人は払えると思います。どうせ65歳になってからしか年金をもらえないのであれば、60歳から5年間かけなさいというような年金、農業は65歳を過ぎてもずっと続けなければならぬのですから、そういうことを考えますと、60歳以上がかける法制度にしていきたいです。

福井県農業会議 今回いただいた要望については、しっかり上に報告したいと思います。

事務局 今日はどうもありがとうございました。
それでは、これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。

議長 それでは、本日の会議に入ります。
はじめに事務局より4月分の経過報告を申し上げます。

事務局 それでは、4月分の経過報告を申し上げます。
(説明省略)
説明の中で「農地転用許可事務のながれの改正」について説明

議長 事務局の報告はお聞きのとおりです。
なにかご意見、ご質問はございませんか。

4番 農業委員会ネットワーク機構とは、どんな組織ですか。

事務局 農業委員会ネットワーク機構の業務をしているのが福井県農業会議です。

4番 それでは、農業会議という名前はないということですか。

事務局 福井県農業会議は、農業委員会ネットワーク業務を適正かつ確実に行う一般社団法人として、福井県知事が申請に基づいて、農業委員ネットワーク機構として指定を受けています。また、福井県農業会議は平成28年4月から一般社団法人と組織変更して

います。

4 番 ふくい農林水産支援センターの中に中間管理機構があるという感じですか。

事務局 はい、そうです。

4 番 農業委員会等に関する法律の改正の際、農業会議はいらぬという意見もあったけど組織を残すための手法としての機構改革だと認識しています。

議長 ほかにないですか。ないようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、15番 加藤 駒幸委員、16番 吉田 新一委員の両名をお願いします。

議長 これより議事に入ります。

日程第1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定1件について説明いたします。(議案説明省略)

議長 このことについては、現地確認をしていただいた委員から説明をお願いします。

18 番 4月20日に4番、9番と事務局で確認しました。事務局から説明がありましたとおり、資料の3ページの写真の場所での所有権の移転で、面積が228㎡ということです。写真にはうつっていませんが、手前に●●さんの家がありまして説明にもありましたとおり、所有者はこちらにもう住んでおられないということで家の近くの●●さんに購入していただきたいという案件です。問題ないかと思えます。

議長 現地確認の報告は以上のとおり説明はお聞きのとおりですが、審議に入ります。本件についてご意見、ご質問等はありませんか。

8 番 8反は自作地になっていますね。

事務局 はい。

8 番 これについて、合意解約が出ていますが、合意解約はする必要はないのでしょうか。

4 番 これについては、合意解約する必要があります。

12 番 8反あってもだめです。自分で持っている農地は自分でつくるというかた、他人に預けていたのであれば返してもらって自分で作るという人が農地を買うことができます。法律

でそうになっています。

8 番

わかりました。

4 番

私もいっしょに現地確認に行ってきました。18 番の補足になるのですが、これを認めていかないと耕作放棄地になってしまいます。今、40 歳のかたがやっていただけるということなので、基準さえあれば認定しないといけない事案だと思います。

農地法第 3 条の調査書の第 6 号については、私の間違いかもしれませんが、転貸禁止事項は違うのではないですか。これは、今までに人に借りたものを人に貸していないということではないですか。

このことについては、また調べておいてください。

事務局

このことについては、確認しまして来月報告いたします。

議長

ございませんか。ないようですので、議案第 1 号について採決いたします。

議案第 1 号は、原案のとおり承認することに意義ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請認定については原案どおり承認することに決しました。

次に 日程第 2 議案第 1 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請意見の送付ついてを議題とします。なお、議案第 2 号の 2 については、日程第 4 号 現況証明願いについてと関連がありますので、一括して議題とします。事務局から説明願います。

事務局

それでは、議案第 2 号 農地法第 4 第 1 項の規定による許可申請意見の送付 2 件と議案第 4 号 現況証明願い 1 件について説明いたします。

(議案説明省略)

議長

それでは、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

18 番

農業委員 3 名と事務局で 4 月 20 日に現地確認を実施しました。加藤さんについての報告をさせていただきます。資料は 4～6 ページで、5 ページの地図をみていただくとわかりやすいのですが、現在のファミリーマートの横の畑に交通量が増えてくるだろうということを見越して 661 m²の駐車場をつくりたいという案件です。すでに分筆をされており、一部右隣を農地として残すそうです。問題ないかと思います。

議長

それでは、次に議案第 2 号の 2 番と議案第 4 号の現況証明について現地調査の報告をお願いします。

4 番

事務局の説明に補足をして、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

まず、申請者は 89 歳です。ただし息子は去年認定農業者として経営改善計画を出され

ています。申請者が百姓をするのではなく、実際は息子が農業をします。なぜ、息子の名義にしないのかというと、相続をしていないからです。まだお父さんが生存しているので、お父さんを申請者にしようということになりました。

9ページの地図を見ていただきたいのですが、私の記憶では、昭和28年頃に草吹き屋根から家を建て替えています。細長いところには乾燥場があって、これについては無断転用でやったことだと思います。一部は昔の住宅になっております。

地積200㎡ほど違いますが、更正登記は申請者がするものであり、市役所も登記面積で課税していますので、そのことについては状況をみて農業委員会が承認すればよいことだと思います。

8ページの図面では、赤く塗られているところが今回の申請農地になりますが、土地改良でした用水がとおっています。ここで境界を区域外、区域内にしようといった時に小さくあったものが移ってしまって面積の相違が出てきました。本人が税なり、登記をすればいいことなので現況証明としてはすでにもう建物が達っていますので、現況証明としての対応について問題ないと思います。

申請地はもともと田んぼで、現況は畑です。

以上、事務局の説明と私が携わってきた土地改良、いろんなこと等からこのことについては、現況証明もしかり、4条の転用許可についてもやむを得ないと思います。

議長 以上、お聞きのとおりですが、この件についてご意見、ご質問等ございませんか。

7番 地図の8ページ23-1と23-2は土地改良してあるのですか。

4番 地区外とかいてあるのが、土地改良区域です。

申請者には、農地転用をするのであれば、家のまわりの登記地目について整理するように指導しました。

7番 私がいいたいのは、21-7を申請してこれだけ面積に誤差があるということは、隣地承諾もきっちりとした上での測量ということで理解してよろしいでしょうか。

4番 測量の承諾について確認していません。

事務局長 測量については、自分で測量会社を雇ってただけで、これを登記するものではありません。地積だけを確認したということです。

7番 登記のしなおしはしないということですか。

事務局長 はい、登記の変更はせずに地積だけを確認したということです。

議長 ほかにございませんでしょうか。

議長 ございませんか。これより、議案第2号、議案第4号それぞれについて採決いたします。
議案第2号は、原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見送付については原案どおり承認することに決しました。

議長 続いて、議案第4号について採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、議案第4号 現況証明願いについては、原案のとおり決しました。

議長 次に、日程第3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見の送付についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見の送付2件についてを説明いたします。

(議案説明省略)

議長 このことについて、現地確認をしていただいた委員からご報告をお願いします。

9番 18番と4番で現地確認をしました。

道幅を広げるということで、現在より広がって使いやすくなるなということで確認してきました。また●●さんの件についても、譲受人は同じ世帯の中の人ですし、きちんと区切られた場所でもありますし、何ら問題がないと思いますのでよろしく願いいたします。

議長 以上、事務局および現地確認した委員の説明を受けましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

4番 ●●さんの農地は、都市計画によって区画整理したところで、住宅を建ててもいいという用地になっています。

そのような用地を農業委員会が承認しないということではできないと思いますので、いた仕方がない案件だと思います。

議長 これより、議案第3号について、採決いたします。議案第3号については、原案のとおり決することに意義ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございました。議案第3号について、原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、日程第5 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定1件についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局 それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定1件について説明いたします。

(議案説明省略)

議長 以上のおり説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか？

職務代理 公社が受け手ということですが、ここから先はどうなるんですか。
公社が自営で何かするのですか。
ヤギの放牧をするのですか。

事務局 ヤギの放牧はしません。こちらのほうは遊休農地の対策として、公社が行者ニンニクやトウモロコシなどを植える予定と聞いて言います。

4番 これは問題があると思います。これは農業公社の定款上に該当するかということと、農業公社は農業をやる、農業生産を行う組織ではない。今のところ農協も許可できない。
まず農業公社の定款を改正して、公社が自ら田をすることができないのであれば、苦肉の策として市民農園の方法はとれないのですか。
農業公社直接ではなくて、誰かに担保しているのか。
誰かに委託して農業公社が利用集積とするのではなく、委託者の名前にしたほうが、円滑化対策になると思う。
市役所が行う農業経営基盤強化促進法第18条第1項の円滑化計画の受け手としては無理があると思う。
それから農業公社は所有者から預かった農地を誰かにお願いするとか、生産法人にお願いするとか、申請農地周辺の人に託そうとかいうのであればいいと思います。
今まで農業委員会が取り扱ってきた集積計画とは、今回の計画は違います。

15番 去年まで田んぼをつくっていましたよ。公社が借りている家の付近の田については公社がつくってましたよ。

事務局 場所は現在市民農園（クライנגルデン方式）として実施しているところです。
その場所から上のほうに行ったところが、今回の申請農地になりまして、今回農地を公社が借り受けて、遊休農地の防止を図ろうということになっています。
勝山市農業公社の定款の第4条に公社の事業について記載がありまして、農地の遊休化を防止し有効利用を図る事業、農業の振興を通じ地域社会の健全な発展を目的とする事業、その他この法人の目的を達成するために必要な事業とかいてございます。こちら

の事業に合致するというので、今回上程させていただきました。申請農地では、新規チャレンジ部門ということで農業公社の有志のかたがされるときいています。

4 番

その人たちの名で利用集積計画が出てくれるのであればいいと思います。

農業公社は自らするのでなくて、レンタル、ソフト面の指導事業にかかわるということであって、実際農業生産に携わってはいけないと思う。やはり市民農園方式で取り組んでいただけるといいなと思います。

それと農地法3条の賃借権の設定でいいかなと思います。しかしながらだめやというものではないですが。

事務局長

今、委員からありましたが、農業公社が自作できるのかどうかという点も含めましてもう一度農業公社に確認の上、次回に報告させていただきたいと思います。

4 番

お願いします。

議長

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定については、継続案件ということで来月にまわすということでお願いします。

4 番

法にそぐういちばんいい方法を考えてください。

議長

次に報告事項に入ります。それでは農地法第3条の3第1項に規定による届出について、事務局より説明をお願いします

事務局

それでは、農地法第3条の3第1項に規定による届出について報告します。
(議案書を基に説明)

議長

ただいま事務局から説明がありましたことについて、何かご質問ありましたらご発言をお願いします。

議長

他にございませんか。

ないようですので、次に各関係機関（議会、土地改良、JA）から何か報告事項はありますか。

14 番

特にございません。

7 番

特にございません。

6 番

特にございません。

議長

それでは、本日お手元に配布させていただいています冊子「平成28年度経営所得安定

対策について」の説明を担当から説明させていただきます。

農業振興
グループ

(説明省略)

議長

次に平成28年度農業委員会活動計画書(案)について説明をお願いします。

事務局

(説明省略)

説明の中で「遊休農地に関する措置のながれ」について説明
(今年度より利用状況調査を8月実施したい旨を簡単に説明)

議長

ただいまの説明で何かお聞きになりたいことはございませんか。次に、平成27年度
農業委員会研修会計および慶弔会計決算報告について説明をお願いします。

事務局

(説明省略)

議長

本日の議事は以上でございます。つづきまして、次回の定例農業委員会について事
務局より説明願います。

事務局

次回の農業委員会は5月25日(水)午後1時30分からとなります。

議長

定例農業委員会を終了いたしましたので、職務代理が閉会のことばを申し上げます。

職務代理

それではこれで、4月定例農業委員会を終了いたします。最後まで慎重審議を賜り、
ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第16条の規定により、会議の顛末を証するためにこれに署名する。

議 長 松村 勘兵衛

15番 加藤 駒幸

16番 吉田 新一